平成２１年（フ）第２３８３号
横浜市瀬谷区本郷３丁目12番地９　コーポ森下101
債務者　小室　真弓
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８４号
神奈川県鎌倉市台５丁目５番31号　メゾンゼロ103
債務者　奥村　若美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３９６号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目34番地の19マジョリカ103
債務者　札野　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４１１号
横浜市神奈川区桐畑３―４ベイコート山室201栗坪重男方、住民票上の住所横浜市神奈川区反町１丁目６番地12リキ・ヘリアンサス202号
債務者　藤原みな子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４８３号
横浜市港北区日吉本町６丁目40番21号
債務者　井坂　　浩
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５１３号
横浜市保土ケ谷区今井町519番地18　ライオンズマンション今井104号
債務者　桑原　彰宏
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８号
愛知県豊橋市宮下町25番地
債務者　塩田みどり
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２１４号
愛知県豊橋市東岩田２丁目18番地の２
債務者　三村麻衣子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午前11時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２１７号
愛知県蒲郡市形原町北浜９番地　Ｂ棟404号
債務者　小西　政男
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２１８号
愛知県蒲郡市形原町北浜９番地　Ｂ棟404号
債務者　小西　典代
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１７９号
香川県綾歌郡宇多津町2628番地337
債務者　仁井　　寛
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午前11時45分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第９５号
秋田県仙北郡美郷町金沢字元東根86番地４
債務者　近江谷琢磨
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１０１号
秋田県仙北郡美郷町鑓田字稲荷21番地１　ハイツ高橋201号室
債務者　大久保　充
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１６９２０号
栃木県真岡市西田井1324―１
債務者　清水　　勇
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９２９号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野３丁目23―２　ハイプラザ桜並木Ａ106
債務者　高橋　　徹
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部